

# 岐 阜 県 公 報

第 四 百 五 十 九 号  
令 和 六 年 一 月 十 二 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県補助金等交付規則の一部を改正する規則

( 法 務 ・ 情 報 公 開 課 )

一三

### 告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

( 道 路 維 持 課 )  
( 同 )

一四  
一五

### 公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定  
高山都市計画道路事業の周知  
あつせん員候補者の氏名、職業等

( 農 地 整 備 課 )  
( 都 市 整 備 課 )  
( 労 働 委 員 会 )

一五  
一六

## 規 則

岐阜県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県補助金等交付規則の一部を改正する規則

岐阜県補助金等交付規則(昭和五十七年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

( 補 助 金 等 の 交 付 の 決 定 を し ない 場 合 )

第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、知事は、補助金等の交付の申請をした者

又は間接補助事業等を行うおうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りでない。

一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

二 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体

四 前三号に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、補助金等を交付することによって暴力団を利用することとなる者

第六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。  
 五 前条各号のいずれかに該当する者に対して間接補助金等を交付しないこと。  
 第十七条第一項中「又はこれ」を「若しくはこれ」に改め、「違反したとき」の下に「又は第五条の二各号のいずれかに該当することが判明したとき」を加え、同条第二項中「違反したとき」の下に「又は第五条の二各号のいずれかに該当することが判明したとき」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	百五十八号	高山市清見町牧ヶ洞字寺洞四二一八番二五地先から同市同町同字同四二一八番三八地先まで	前 後	一〇・二 一三・二 一三・四	一七・〇 一七・〇	

岐阜県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	百五十八号	高山市丹生川町久手字中ノ又四七一番二九地先地内	前 後	一六・四 一六・四 一六・六	一五・八 一五・八	

岐阜県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字スリ岩一七六六番四五地先から	前	八・五 一五・五	一〇・〇	

同市町 一七六六番四四地先	同字 四地先	後	八 五 〇	一〇五 〇
------------------	-----------	---	-------------	----------

岐阜県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	井尻線 八百津線	可児郡御嵩町井尻字御禦平二 六五番一地从先から 同郡同町上之郷字寺尾六 六九六番一地从先まで	二四・六	令和 六・一・三	令和 二・一〇・九

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業馬瀬地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和六年一月十二日から

同 年二月九日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業馬瀬地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和六年一月十二日から

同 年二月九日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

高山都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和六年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

- 高山都市計画道路事業
- 三・四・一号 花里本母線
- 二 施行者の名称  
岐阜県
- 三 事務所の所在地  
岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市整備課
- 四 事業地の所在  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

令和六年一月十二日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
秋 保 賢 一	弁護士 岐阜県労働委員会委員十期	令和五・一一・二五
浅 井 直 美	弁護士 岐阜県労働委員会委員七期	同
三 井 栄	東海国立大学機構岐阜大学社会システム経営学環教授 岐阜県労働委員会委員七期	同
大 野 正 博	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員会委員六期	同
武 藤 玲 央 奈	弁護士 岐阜県労働委員会委員一期	同
筒 井 和 浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員五期	同
栗 本 理 花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員八期	同

北 島 あづさ	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員五期	同
鈴 木 慎	U A センセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員四期	同
大 宮 満	J A M 東海岐阜県連絡会会長 岐阜県労働委員会委員三期	同
安 藤 正 弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員五期	同
村 瀬 尚 子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員五期	同
一 柳 正 義	セイノーホールディングス株式会社顧問 岐阜県労働委員会委員四期	同
今 尾 任 城	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員二期	同
景 山 多 美	株式会社東海化成常務取締役 岐阜県労働委員会委員二期	同

令和六年一月十二日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社